「短期入所生活介護事業所あおやま」

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

社会福祉法人　紫水会

（令和2年10月24日以降）

当事業所は契約者に対してユニット型・併設型及び空床型指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所経営法人

（1） 法人名　　社会福祉法人　紫水会
（2） 法人所在地　大阪府交野市青山3丁目432番
（3） 電話番号　　072-893-0328
（4） 代表者氏名　理 事 長　田 中　　茂

2. 事業所の概要

・事業所の種類:
（ユニット・併設型・空床型） 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
平成24年11月1日指定　大阪府 2773601055 号
※当事業所は特別養護老人ホームあおやまに併設されています。

・事業所の目的:
ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、契約者一人一人の意志及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて契約者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、契約者の心身の機能の維持、並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を計ることを目的としています。

・利用対象者:
要介護1から要介護5又は要支援1から要支援2の認定を受けられた方等で、当施設にて一時的に入所して、リハビリ、生活訓練、看護、介護等受け、在宅復帰又は状態の維持向上を目的とされる方（又、介護者の負担軽減･在宅生活困難者）、当施設管理者が利用受け入れ可能と判断した方。

・事業所の名称:　短期入所生活介護事業所あおやま

・事業所の所在地: 大阪府交野市青山3丁目431番地の1

・電話番号: 072－891－3400

・事業所長（管理者）: 田中　昭仁

・当事業所の運営方針
多様な福祉サービスがその利用者様の意向を尊重して総合的に提供されるよう、創意工夫することにより、利用者様が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。介護保険法やその他関係法令を遵守し、身体拘束等契約者の行動抑制につながる行為を行いません。適切な施設運営に努めます。明るく・家庭的な雰囲気づくりに心がけ、安心して過ごしていただける生活環境を提供する。(安心できる生活環境の提供)

・開設年月日: 平成24年11月1日

・事業及び送迎の実施地域:
通常の事業及び送迎の実施地域　交野市、枚方市、寝屋川市、四条畷市
＊日曜日及び年末年始(12/30～1/3)の施設送迎は、対応できない場合があります。

・利用定員　空床型利用定員 1 日29人と併設型利用定員 1 日 6 名の 35 名とする。

・併設事業等
特別養護老人ホーム　あおやま（地域密着型）、介護老人保健施設　青山（入所・短期入所療養介護・通所リハビリテーション）、デイサービスセンター　あおやま

3. 居室及びその他の設備の概要

当事業所では以下の居室･設備をご用意しています。ご利用される居室は、全室個室となります。

ユニット数･･･4ユニット35名（1階ユニット6室、2階北ユニット9室／南ユニット10室、3階ユニット10室）

（空き床を使用する場合も有ります。）

建物	構造	鉄骨造：3階建（耐火耐震構造）		
	延べ床面積	全体1544.43㎡ ／ 当該施設分1296.98㎡		
入所定員	35名 （空床29名、併設6名）	1階：6名1ユニット 2階：19名2ユニット ／ 3階10名1ユニット		
主な設備1階	事務室	1室	会議室	1室
	特別浴室脱衣室	1室	厨房	1室
	医務室	1室	洗濯室	1室
	トイレ	5室	理髪室	1室
2階	居室(個室・洗面付)	19室	トイレ	8室
	浴室・脱衣室	1室	スタッフルーム	1室
	共同生活室(食堂)	2室		
3階	居室(個室・洗面付)	10室	トイレ	5室
	浴室・脱衣室	1室	スタッフルーム	1室
	共同生活室(食堂)	1室	屋上テラス・花壇	

＊居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

＊居室に関する特記事項：プライバシーを確保し、快適な住空間を提供します。

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈配置職員の職種〉

管理者（施設長）：事業所の運営、従業者の管理等を行います。（併設施設と兼務）

介護職員：契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。（併設施設と兼務）夜勤勤務時間を除き、各ユニットに常時1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員：契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。（併設施設と兼務）

看護職員：主に契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。（併設施設と兼務）

機能訓練指導員：契約者の機能訓練を担当します。（併設施設と兼務）

医　師：契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

栄養士：栄養並びにご入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。（併設施設と兼務）

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職　種	従事するサービス種類、業務	基準配置数	実配置人員
施設長(管理者)	業務の一元的な管理	1名	1名
事務員	施設会計業務	－	1名

生活相談員	生活相談及び指導	0.35名	2名
介護支援専門員	プランの作成及び実施	－	2名
介護職員	介護業務	11.7名	19名
看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理		1名
准看護師			
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名	1名
栄養士（管理栄養士）	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名	1名
医師	健康管理及び療養上の指導	1名	1名

〈主な職種の勤務体系〉

職種	勤 務 体 制
介護職員	早出：07：00～16：00　日勤：08：30～18：30 遅出：11：00～20：00　夜勤：16：30～09：30
管理者・看護職員・機能訓練指導員・生活相談員・栄養士・事務員	日勤：08：30～17：30
医師	週に1日 ： 14：30～16：45

5．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

①当事業所が提供する介護保険（介護保険予防給付）の対象となるサービス・料金

・食事：管理栄養士の立てる献立表により栄養と契約者の身体状況に配慮した食事を提供・継続して状態把握・管理させていただきます。自立支援のため離床して食堂にて食事を摂取していただくことを原則としています。基本的な時間（食事時間：朝食/8：00、昼食/12：00、夕食/18：00）、場所以外で摂取を希望される場合は、可能な範囲で対応させていただきますので事前にご相談ください。

・医療・看護：医師により、必要がある場合にはいつでも診察をします。ただし、当施設で対応出来ない場合においては、他の医療機での治療となります。

・機能訓練：理学・作業療法士等により契約者の状況に適した機能訓練を行い身体機能の低下を防止するように努めます。

・入浴（清拭）：週2回の入浴又は清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。（＊1週間利用された場合）

・排泄：状況・状態に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

・離床、着替え、整容：寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮致します。朝夜の着替えを行うように配慮致します。身の回りのお世話を致します。

・シーツ交換：週1回交換を行います。

・自宅から事業所（事業所から自宅）への送迎。

・相談及び援助：契約者やその家族からのご相談等に応じます。

②当事業所が提供する介護保険（介護保険予防給付）の対象以外のサービス・料金

・食事の材料及び調理にかかる費用（食事代）

＊　食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には費用負担はありません。

・滞在費　専用の居室の提供。

＊市町村が発行する『介護保険負担限度額認定証』を持っている契約者は、特定入所者介護サービス費の支給を受け、滞在費・食費代が軽減されます。

・理髪・美容：理美容師が施設を訪問して カット等のサービスを提供します。

・業者洗濯等：原則として各自で行って下さい。緊急時においては当施設で行いますが料金をいただきます。

・日用品：日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・教養娯楽費：レクリエーション等参加して機能低下の防止に努めます。

・複写物の印刷費（10円/1枚）

サービス利用料金等については、別紙の通り。

＊契約者の要介護（要支援）度に応じたサービス利用料金から介護保険（予防）給付費額を除いた金額（自己負担額）と滞在費及び食事代及び介護保険サービス以外の実費分をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、契約者の要介護（要支援）度に応じて異なります。）

＊契約者がまだ要介護（要支援）認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。要介護（要支援）の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

＊市町村が発行する『高額介護サービス費承認通知書』を持っている契約者は、1割負担が一定限度額を超えた場合、払い戻される「高額介護サービス費」の支給を受け、負担額が軽減されます。

＊介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

＊介護保険サービスは、非課税になっています。

＊別紙の料金表や他介護保険自己負担分について、保険単位数1単位当たりの単価の端数処理によって、切り上げ・切捨ての関係より、若干前後する事があります。ご了承下さい。

＊経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は相当な額に変更する。又、その変更内容、事由について1ヵ月前までに説明するものとする。但し、介護保険保険給付額等の改正及び施行日時の都合により、1ヶ月前に通知できない場合は、変更内容等決まり次第説明するものとする。

＊体調不良等やむを得ない事由を除き、契約者等が故意に利用中止連絡等をせず利用中止された場合は、キャンセル料（介護保険給付費以外の費用等）を請求させていただきます。

6. 利用料金の請求・支払い方法

5条の①+②で生じた費用を利用された月毎に計算し、利用された月の翌月に請求させていただきます。

請求書が届きましたら、ご確認いただき、その月内にお支払いください。

＊要介護（要支援）認定が決定されていない場合は、認定後の計算になりますので、請求が遅れる場合があります。

支払い方法については

（1）郵貯銀行口座からの自動引落。

（2）当事業所指定口座への振込み。（振り込み手数料は、契約者ご負担になります。）

（3）当事業所窓口での現金払い。

＊利用料、その他の費用の支払いについて、支払期日から3ヶ月以上延滞し、さらに支払いの催促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約したうえで、未払い分をお支払い頂くことになります。

7. 利用の中止、変更、追加

利用予定期間の前に、契約者の都合により、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者及び契約されている居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）ご担当者（ケアマネージャー）様に申し出てください。

＊サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の居室の空き状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時等を契約者と協議します。

＊契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

8. 緊急時における対応及び協力医療機関等

契約者が当事業所を利用中に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関等に連絡し、措置を講ずるとともに管理者に報告いたします。主治医等への連絡が困難な場合、緊急を要する場合は、緊急搬送等の必要な措置をとらせていただきます。

協力医療機関

医療法人　茂樹会　田中診療所　（内科・リハビリテーション科・小児科）

大阪府交野市私部7丁目48－3　TEL072-893-8811

国家公務員共済組合　枚方公済病院　（内科・外科・整形外科・循環器科・口腔外科・耳鼻科等総合病院）

大阪府枚方市藤阪東1丁目2－1　TEL072-858-8233

牛嶋歯科医院

大阪府交野市私部西2丁目12－2　TEL072－893－8101

協力施設

特別養護老人ホーム　あおやま　（併設施設）

介護老人保健施設　青山

大阪府交野市青山3丁目432番　TEL072-893-0328

医療法人　茂樹会　グループホーム　茂樹の里

大阪府交野市神宮寺1－24－5　TEl072-396-5076

9. 事故発生時の対応及び損害賠償について

契約者に対する指定短期入所療養介護のサービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該契約者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

契約者に対する当事業所サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 非常災害時の対応

事業所は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を実施します。

また、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

＊災害により送迎時の安全確保が難しい場合は、送迎時間変更等の措置を講じ対応します。

11. 高齢者虐待防止について

当事業所は、契約者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

（2）個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

（3）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

＊相談窓口（当事業所内1階事務所）担当：相談員　小川浩司　責任者：施設長）

（4）事業者はサービス提供中に、当該事業所又は養護者（契約者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等関係機関に通報（連絡）いたします。

12. 身体拘束等について

事業所は、契約者または他の契約者などの生命又は身体を保護するため緊急やむえない場合を除き、契約者に対し身体的拘束その他の方法により契約者の行動を制限しません。

但し、事業者が契約者に対し、身体的拘束その他の方法により契約者の行動を制限する場合は、契約者に対し事前に、行動の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明し、契約者に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。また、この場合事業者は、事前または事後速やかに、契約者の後見人または契約者の家族に対し、契約者に対する行動制限の根拠などを十分説明します。尚、事業者が契約者に対し、身体的拘束その他の方法により契約者の行動を制限した場合には、介護サービス記録等行うと共に、拘束を解除できるように会議等を行い解除に向けて取り組みます。

13. 秘密保持と個人情報の保護

当事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。

当事業者は、契約者から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者の個人情報を用いません。また、契約者の家族の個人情報についても、予め文章で同意を得ない限りサービス担当者会議等で契約者の家族の個人情報を用いません。

14. 苦情の受付について

当事業所における苦情の受付

苦情または相談があった場合は、契約者の状況を詳細に把握する為必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、契約者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。苦情受付担当者は把握した状況を苦情受付責任者（管理者）とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、契約者へは対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、ご意見箱（苦情受付ボックス）を玄関ロビーに設置しています。

・当事業所1階事務所内　：　担当者　生活相談員

交野市青山3丁目431番の1電話：072-891-3400　受付時間　平日9時から16時

・介護老人保健施設　青山　1階事務所内　：　担当者　支援相談員

交野市青山3丁目432番　電話：072－893-0328　受付時間　平日9時から16時

（その他の相談窓口）

・交野市保健福祉部高齢介護課　所在地　大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号
電話番号　072－893－6400
受付時間　午前9時～午後5時15分

・枚方市健康部高齢社会室　所在地　大阪府枚方市大垣内町2－1－20
電話番号　072－841-1221
受付時間　午前9時～午後5時15分

・寝屋川市保健高齢福祉部　所在地　大阪府寝屋川市池田西町28－22
高齢介護室　電話番号　072－824－1181
受付時間　午前9時～午後5時15分

・くすのき広域連合四條畷市支所　所在地　大阪府四條畷市中野本町1－1
電話番号072－863－6600
受付時間　午前9時～午後5時15分

・大阪府国民健康保険団体連合会　所在地　大阪市中央区常盤町1－3－8
電話番号　06－6949－5418
受付時間　午前9時～午後5時まで

・大阪府高齢介護室　施設課　所在地　大阪市中央区大手前2丁目1－22
電話番号　06－6944－7203
受付時間　午前9時～午後5時まで

15. 契約の終了について

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- 契約者が死亡した場合。
- 要介護（要支援）認定により契約者の心身の状況が自立となられた場合。（要介護（要支援）更新認定されなかった場合）
- 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- 契約者又は事業者から契約解除を申し出た場合。

「契約者からの解約・契約解除の申し出」については、契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにご連絡ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- 契約者が入院された場合。
- 契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合。
- 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合。
- 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。

・ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

・ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

「事業者からの契約解除の申し出」については、以下の場合に契約を解除させていただくことがあります。

・ 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

・ 契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。

・ 契約者が、故意又は重大な過失により、契約者自身又は事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

16. その他留意事項

（1） 所持品について、衣類や日用・生活用品(消耗品)、以前より利用されている介護・介助用品等は、ご持参ください。(衣類の交換・補充・修繕、日用・生活用品の補充は、家族等の対応になります。)

（2） 不必要な物品･金銭・貴重品・居室スペースに適さない家具は、持ち込み禁止。

＊ 飲食物の持ち込みは、職員の許可を得てください。

（3） ペット類の持ち込み禁止。

（4） 「事業所」内での賭博行為・暴力行為等刑法ふれる行為の禁止。

（5） 飲酒・喫煙の禁止(「事業所」が提供又は施設長が許可した場合を除く)

（6） 迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動の禁止。

（7） 面会について、来訪は原則自由です。面会時間は 9:30 から 16:30 になります。

＊ 食べ物等の持参は控えてください。持参されました飲食物等による食中毒や体調不良等になられましても、「事業所」では責任を負いかねます。飲食物を本人に預けない、居室に置かないようにしてください。

＊ 他の利用者・利用者に飲食物等を配らないで下さい。

（8） 外出について:「事業所」施設長等「事業所」職員の許可があれば、家族等の付き添いにて、外出は自由に行えます。外出先にて、状態の急変等異常があれば、医療機関を受診して下さい。

（9） 居室及び共用施設・設備、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。

＊ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備、介護用品を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

（10） 他の利用者に迷惑となる行為の禁止。(不必要な他者の居室の訪問、テレビ・ラジオ等の騒音等)

（11）施設見学は、随時、利用者のプライバシーに配慮した上で、対応させていただきます。

(見学を希望される場合は、事前に連絡ください。)

（12） 他の利用者又は利用者との個人的な金品・物品のやり取りは行わないで下さい。又、その行為によるトラブル等に対しましては、「事業所」では責任を負えない場合があります。

（13）「事業」提供中に必要な金銭を預かる場合は、「併設施設」の預かり金規定に従って、管理･対応いたします。

（14） 上記以外で、「事業所」施設長及び「事業所」職員がサービス提供や集団生活に適さない行為と判断させていただいた場合、注意させていただく場合や中止していただく場合があります。

令和　　年　　月　　日

併設型･空床型･ユニット型指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

法　人　：大阪府交野市青山3丁目432番
社会福祉法人　紫水会
理事長　田 中　茂　　印

事業所　：　大阪府交野市青山3丁目431番地の1
短期入所生活介護事業所　あおやま
管理者（施設長） 田 中　昭 仁

説明者:　　印 .

併設型･空床型･ユニット型指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

契 約 者 （利用者）	住　所	
	氏　名	印
家族･代理人等	住　所	
	氏　名	印

短期入所生活介護（予防含む）事業所　あおやま利用料金表　（令和8年8月1日制度改正時点の基準額）

介護保険の費用

併設型・ユニット型短期入所生活介護（Ⅰ）単位・利用料金　（介護保険負担割合が1割での計算）

			サービス単位	利用料(日額)
1:		要介護　1	704 単位	約 743 円
		要介護　2	772 単位	約 814 円
		要介護　3	847 単位	約 893 円
		要介護　4	918 単位	約 968 円
		要介護　5	987 単位	約 1041 円
2:		看護体制加算（Ⅰ）	4 単位	約 5 円
		常勤看護師を1名以上配置した場合に加算されます。		
		看護体制加算（Ⅱ）	8 単位	約 9 円
		常勤の看護師を基準数以上配置しており、医療機関等との24時間連絡体制を確保している場合。		
3:		夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13 単位	約 14 円
		夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 単位	約 19 円
		夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合に加算されます。		
4:		機能訓練体制加算	12 単位	約 13 円
		機能訓練指導員が、基準通り配置されている場合に加算されます。		
5:		個別機能訓練加算	56 単位	約 59 円
		機能訓練指導員を配置し、生活向上の訓練計画を作成、実施、自宅訪問し、助言指導を行った場合に加算されます。		
6:		生活機能向上連携加算(月額)	200 単位	約 211 円
		事業所職員と外部のﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ専門職が連携して機能訓練マネジメントを行い評価していきます。		
7:		認知症緊急対応加算	200 単位	約 211 円
		医師が、認知症行動・心理症状が認められる利用者の在宅生活が困難であり緊急に短期入所生活介護サービスを利用することが適当であると判断した方の利用を受入れた場合。		
8:		若年性認知症受入加算	120 単位	約 127 円
		若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供している場合に加算されます。		
9:		療養食加算(1食毎)	8 単位	約 9 円
		医師の指示せんに基づく経管流動食を除く療養食を提供した場合加算されます。		
10:		送迎加算	184 単位	約 194 円
		事業所から自宅又は自宅から事業所まで事業所車両等で送迎を行った場合。		
11:		緊急短期入所受入加算	90 単位	約 95 円
		居宅サービス計画において計画的に行うこと となっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。		
12:		長期利用者（30日を越える利用者）に対する対応	-30 単位	-約 32 円
		連続して30日以上利用された場合に、単位減算を行う。		
13:		在宅中重度者受入加算	421 単位	約 444 円
			417 単位	約 440 円
			413 単位	約 436 円
			425 単位	約 448 円
		利用者が在宅生活で利用していた訪問看護事業所による健康上の管理を受けられる体制を確保した場合等。		
14:		サービス体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	約 24 円
		介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。		
15:		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：利用総単位数×83/1000の1割分		
		特定処遇改善加算（Ⅰ）：利用総単位数×27/1000の1割分		
		介護職員等ベースアップ等支援加算：利用総単位数×16/1000の1割分		

介護予防介護保険の費用

併設型・ユニット型介護予防短期入所生活介護（Ⅰ）単位・利用料金

		サービス単位	利用料(日額)
16:	要支援　1	529 単位	約 558 円
	要支援　2	656 単位	約 692 円
17:	機能訓練体制加算	12 単位	約 13 円
18:	認知症緊急対応加算	200 単位	約 211 円
19:	若年性認知症受入加算	120 単位	約 127 円
20:	送迎加算	184 単位	約 194 円
21:	療養食加算(1食毎)	8 単位	約 9 円
21:	サービス体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	約 24 円
22:	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：利用総単位数×83/1000の1割分		
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：利用総単位数×27/1000の1割分		

＊新型コロナウィルス感染症への対応加算　：　所定の単位数に1/1000加算されます。

★　印が令和3年4月1日制度改正時点の基準額時点での当事業所算定可能な加算等になります。

介護保険以外の費用

23:	滞在費（第4段階の方）	3,000 円
	滞在費（第3段階-②の方）	1,470 円
	滞在費（第3段階-①の方）	1,370 円
	滞在費（第2段階の方）	880 円
	滞在費（第1段階の方）	880 円
24:	食材費（第4段階の方：朝320円：昼780円：夕650円）	1,750 円
	食材費（第3段階②の方）	1,360 円
	食材費（第3段階①の方）	1,030 円
	食材費（第2段階の方）	600 円
	食材費（第1段階の方）	300 円

介護保険以外の個別にかかる費用（入所者様個々の希望により生じる費用）

25:	理美容代：実費（2,200～6,300円）	29:	私物衣類クリーニング代：実費
26:	レンタルテレビ代　　130円/日	30:	個人で使用される日用品費：実費
27:	私物電化製品電気代　　30円/日	31:	個々の希望で参加されるﾚｸﾚｰｼｮﾝ・ｸﾗﾌﾞ等の材料費：実費
28:	嗜好品購入費：実費		

＊介護保険法施行規則第83条の6の規定により、食材費に要する費用及び居住に要する費用について、介護保険負担額認定証の交付を受けた方にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。又、外泊中も居住費は徴収できるものとする（外泊時費用加算の算定を行っている日は除く）。但し、入院又は外泊中のベットを他の方で利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収を行いません。

＊経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は相当な額に変更する。又、その変更内容、事由について1ヵ月前までに説明するものとする。但し、介護保険保険給付額等の改正及び施行日時の都合により、1ヶ月前に通知できない場合は、変更内容等決まり次第説明するものとする。

＊上記介護保険費用は月締めでの計算処理になり、上記金額の日額合計額と月締めでの金額に多少の差異が生じる場合があります。

＊上記以外で、費用が生じる場合は、事前に金額提示を行い利用者及びご家族に説明を行い、同意を得て費用の徴収を行う。